

災害時における公衆浴場等の被災者支援の協力に関する協定

立川市（以下「甲」という。）と梅の湯（以下「乙」という。）、松見湯（以下「丙」という。）、美保湯（以下「丁」という。）は、災害時における被災者支援の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生した場合において、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）が甲に対して入浴支援及び生活用水の提供を行うこと（以下「被災者支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙等の協力が必要と認めるときは、被災者支援を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙等に対し、被災者支援の要請（以下「要請」という。）を行うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、災害時における公衆浴場等の被災者支援要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請を行う旨を口頭等により連絡するとともに、後日要請書を提出するものとする。

(1) 要請の内容

(2) 被災者支援に当たり必要とする施設（以下「施設」という。）の使用期間

(3) その他必要な事項

2 乙等は、要請を受けるべき代表者をあらかじめ定めるものとし、甲は、当該代表者に対して要請を行うものとする。

3 乙等は、前項の規定により定めた代表者を変更したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（使用方法）

第4条 甲は、乙等が提供した施設に係る使用時間及び使用方法を遵守し、乙等に損害を与えることのないよう十分注意して当該施設を使用しなければならない。

（支援期間）

第5条 被災者支援の期間（以下「支援期間」という。）は、乙等の業務に支障のない範囲で、原則として災害発生後の初動期間（1週間以内）を基準とし、具体的な支援期間は、災害の状況等に応じ

て、甲及び乙等の協議により定めるものとする。ただし、災害の状況等により支援期間の延長の必要がある場合は、甲及び乙等の協議により、更に延長することができる。

(費用弁償)

第6条 甲は、乙等が被災者支援を実施するに当たり要した費用につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。ただし、人件費については無償とする。

- (1) 光熱水費 災害が発生する直前の光熱水費を基礎として算出した額
- (2) 被災者支援の活動に要した費用 甲及び乙等の双方が協議して定めた額

(損害補償)

第7条 甲は、被災者支援の業務に従事した者（以下「支援従事者」という。）が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号）の規定の例により、これを補償するものとする。ただし、当該支援従事者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3月前までに、甲又は乙等のいずれからも何らの申出がなされないときは、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲及び乙等が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 7月 31日

(甲) 立川市泉町1156番地の9

立川市

代表者 立川市長 酒 井 大 史

(乙) 立川市高松町3丁目13番2号

立川湯屋敷 梅の湯

代表者 佐 伯 雅 斗

(丙) 立川市羽衣町1丁目8番12号

松見湯

代表者 平 沢 規 雄

(丁) 立川市羽衣町1丁目2番18号

美保湯

代表者 大 橋 常 雄

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

立川湯屋敷 梅の湯

松見湯

美保湯 殿

立川市長



災害時における公衆浴場等の被災者支援要請書

このことについて、次のとおり要請します。

(1)使用期間	年 月 日 () ~年 月 日 ()
(2)内容 (依頼項目に○)	入浴支援・生活用水の提供
(3)その他 必要な事項	